

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新 500 円硬貨及び 1000 円紙幣が使用できること。
- (3) 販売時に不必要な音や光を発しない状態にできること、懸賞付きの機器でないものとする。
- (4) 導入は 3 台であるが、2 台については災害対応型自動販売機とし、災害時に手動による鍵の操作による商品の取り出しができるものとする。これにより取り出された商品は、甲への無償提供とすること。

なお、無償提供について別途覚書を締結することとする。

- (5) 販売を制限する時間帯（期間）は設定しないこととする。ただし、甲が防犯上や生徒指導等を理由に販売時間（期間）を制限することを要請した場合には応ずること。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。
また、容器は缶、ペットボトル又は紙パックの密閉式の容器とし、ビン類は販売しないこと。
なお、商品の具体的な構成については、甲との協議によること。
- (2) 販売価格は、標準販売価格（定価）より概ね一割以上値引きした価格を標準とすること。
また、建物内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡の取れた価格で販売すること。
- (3) 冬期においては、上記の一部をホットドリンクとして対応できること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で回収し、リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、甲の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、乙の責任において対応すること。

4 売上実績の報告

本件賃貸借に係る自動販売機の売上実績を、別に指定する期日までに、岐阜県に提出すること。
また、報告された売上実績は、岐阜県において公表することがあること。

5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。